

安芸太田町過疎地域持続的発展計画

(令和3年4月～令和8年3月)

令和3年9月

(令和5年 9月一部変更)

(令和5年 12月一部変更)

(令和6年 6月一部変更)

(令和7年 6月一部変更)

広島県山県郡安芸太田町

目 次

	頁
1. 基本的な事項	1
(1) 町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	2
(3) 行財政の状況	3
(4) 地域の持続的発展の基本方針	5
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	6
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	6
(7) 計画期間	6
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	6
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	7
(1) 現況と問題点	7
(2) その対策	7
(3) 事業計画	8
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	9
3. 産業の振興	9
(1) 現況と問題点	9
(2) その対策	11
(3) 事業計画	14
(4) 産業振興促進事項	18
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	18
4. 地域における情報化	19
(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	19
(3) 事業計画	20
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	20
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	21
(1) 現況と問題点	21
(2) その対策	21
(3) 事業計画	22
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	24
6. 生活環境の整備	24
(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	25
(3) 事業計画	27
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	29
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	29
(1) 現況と問題点	29
(2) その対策	30
(3) 事業計画	32
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	34

8. 医療の確保	34
（1）現況と問題点	34
（2）その対策	34
（3）事業計画	34
（4）公共施設等総合管理計画等との整合	36
9. 教育の振興	36
（1）現況と問題点	36
（2）その対策	36
（3）事業計画	37
（4）公共施設等総合管理計画等との整合	39
10. 集落の整備	39
（1）現況と問題点	39
（2）その対策	39
（3）事業計画	40
（4）公共施設等総合管理計画等との整合	40
11. 地域文化の振興等	40
（1）現況と問題点	40
（2）その対策	41
（3）事業計画	41
（4）公共施設等総合管理計画等との整合	42
12. 再生可能エネルギー利用の推進	42
（1）現況と問題点	42
（2）その対策	42
（3）事業計画	42
（4）公共施設等総合管理計画等との整合	43
13. その他の地域の持続的発展に関し必要な事項	43
（1）現況と問題点	43
（2）その対策	43
（3）事業計画	43
（4）公共施設等総合管理計画等との整合	44
【一覧表】	
事業計画（令和3～令和7年度）	45

1 基本的な事項

(1) 町の概況

ア. 町の自然的、歴史的、社会的経済的諸条件の概要

本町は、広島県の北西に位置し、西は島根県に接している。高速道の整備により、地域の中核都市である広島市から車で約 50 分、島根県の浜田市から約 1 時間という地点にあり、山陰・山陽のほぼ中間地点にある。

総面積は 341.89 k m²で、うち森林面積が 302.10 k m²と町土の 88.4%を占めている。

地勢的な特徴としては、標高が 90mから 1,346mと 1,200m以上の標高差があり、急峻な地形を形成しており、河川沿いにわずかに開けた平地に集落が点在する町である。

本町には、縄文時代の石器・土器が出土した上殿遺跡や、弥生時代の竪穴住居跡が発見された京ノ本遺跡（京ノ本 1 号遺跡・京ノ本 2 号遺跡）、順正寺裏山古墳群など、多くの遺跡が発見されており、古くから人々が居住していたと思われる。

近世になると、中国山地の砂鉄と豊富な森林資源を利用した、たたら製鉄や紙すき等が盛んに行われていた。特にたたら製鉄は、中国山地一帯（広島・島根）が我が国屈指の鉄生産地帯で、本町を中心として生産された「山県鉄」は、水運で広島を経由し大阪に運ばれ、全国各地に送り出されていた。

明治時代に入るとたたら製鉄の火は消え、労働者が町を離れたため第 1 次の過疎化が始まった。林業は、山陽鉄道敷設工事に伴う枕木の需要、木炭の生産等から繁栄していたが、昭和 30 年代に入り、燃料革命による木炭生産の衰退、その後の輸入材の増加による木材価格の長期低迷、高度成長期における産業構造の変化とともに衰退し、労働者は都市部へ流出し、第 2 次の過疎化が始まった。

町の合併の歴史は、明治 4 年の廃藩置県実施後に小区制が実施され、明治 22 年 4 月 1 日の市町村制施行時には 6 か村となった。

その後、順次合併が行われ、昭和 31 年 9 月 1 日に合併前の加計町、筒賀村及び戸河内町の 3 町村になり、平成 16 年 10 月 1 日に 3 町村（加計町、筒賀村、戸河内町）が合併し、「安芸太田町」が誕生した。

イ. 過疎の状況

過疎化に歯止めをかけるため、企業誘致、中国縦貫自動車道インターチェンジの誘致、道路の整備、住宅の整備、医療の充実、教育の充実等様々な取り組みをしてきたが、どれも過疎化に歯止めをかけるだけの決定打とならないまま、人口の減少傾向は現在も続いている。昭和 30 年代の昭和の大合併後の町村の取り組みは、昭和 45 年に制定された過疎地域対策緊急措置法から令和 3 年 3 月までの過疎地域自立促進特別措置法に基づく諸施策の中で、様々な社会資本の整備を行ってきた。

今後も社会資本整備が必要な分野や地域が多くあるため、市場原理に基づく民間資本による整備の促進と並行して、引き続き行政による社会資本の充実は必要不可欠である。

ウ. 社会経済的発展の方向の概要

合併から 17 年を経過したこれまでの取り組みの実績を生かし、過疎対策の原点に立ち戻り、生産年齢人口の維持及び確保を最優先の課題とし、第二次安芸太田町長期総合計画を

指針としてまちづくりを推進する中で、「豊かさあふれ つながりひろがる 安芸太田 ～ ほどほど便利 とびきり幸せ 笑顔かがやく里山のまち ～」を目指す将来像として、町内外に「人と人とのつながり」が広がるまちづくりを進めていく。

令和2年に発生した新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、働き方や生活スタイルの変容とともに、各領域において様々なデジタル技術の導入も加速している。

本町においても、行政データ、システムの標準化やクラウド利用等、ICTの利活用を推進し、行政事務の効率化、住民生活の向上を図るため、安芸太田町版のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進計画を策定する予定である。このDXを推進することにより、労働力不足や地域活力の低下などといった人口減少・少子高齢化に伴う様々な課題解決につながる好機になると考えられる。

また、平成27年9月に国連サミットで採択されたSDGsは持続可能で多様性のある社会の実現を目指すものであり、地域における持続可能なまちづくりや活性化にもつながる理念となっている。本町においても、SDGsの理念に則り、住民、事業者、行政職員など、地域内外の様々な関係者（ステークホルダー）が自分の立場・領域を超えて、ともに幸せな地域の未来を描き、その実現に向け、みんなで協働して取り組むことにチャレンジする。

（2）人口及び産業の推移と動向

本町は、平成16（2004）年10月のいわゆる「平成の大合併」で3町村の合併により誕生した。合併当初8,784人であった人口は、令和元年（2019）年10月1日には5,784人と3,000人減少するなど、その減少傾向に歯止めがかからない。

また、高齢化率も令和元年10月1日時点で50.2%となり、県内最高で、県内で最も少子高齢化、人口減少が顕著に表れている自治体といえる。

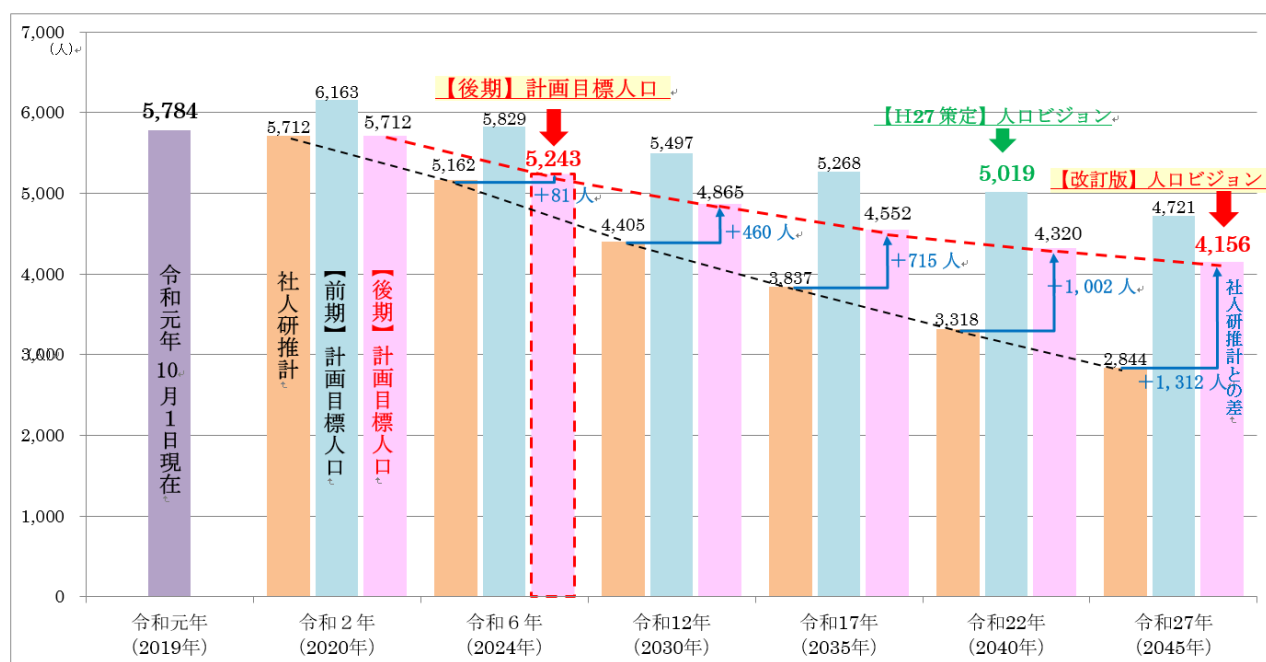
また、国勢調査（令和2年）による産業別就労人口の割合は第一次産業8.9%、第二次産業21.8%、第三次産業66.3%となっている。

表1 - 1（1）人口の推移（国勢調査）

区 分	平成17年	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 8,238	人 7,255	% ▲11.9	人 6,472	% ▲21.4	人 5,740	% ▲11.3
0歳～14歳	845	645	▲23.7	529	▲37.4	466	▲13.5
15歳～64歳	3,881	3,322	▲14.4	2,745	▲29.3	2,238	▲18.5
うち15歳～ 29歳（a）	690	536	▲22.3	469	▲32.0	413	▲11.9
65歳以上（b）	3,512	3,179	▲9.5	3,179	▲9.5	2,991	▲5.9
（a）／総数 若年者比率	8.4%	7.3%	—	8.8%	—	13.9%	—
（b）／総数 高齢者比率	42.6%	45.8%	—	49.1%	—	19.2%	—

表 1－1(2)人口の見通し

■安芸太田町人口の見通しと目標人口



(3) 行財政の状況

本町の財政状況は、大変厳しい財政運営を行わざるを得ない状況である。令和元年度決算数値における財政指標についても、将来負担比率が 65.5 %から 62.4 %となり、昨年度に続いて改善しているものの、実質公債費比率は前年度から 2.3 ポイントも悪化して 12.6 %に、経常収支比率も 103.3 %から 103.4 %と上昇して、2年続けて 100%を超える水準となったほか、財政力指数も引き続き県内ワーストの 0.20 となるなど、実態として財源の余裕や、財政構造の弾力性がない状態が続いている。

特に、公債費は令和元年度決算値で約 11 億 5 千百万円となり、前年度に比べて約 1 億 8 千 9 百万円、率にして 8.4 %の増加となるなど、この公債費の増加は、現状の起債残高における償還が落ち着く令和 7 年度までは続く見込まれ、義務的かつ多大なる財政負担として、今後の起債管理が大きな課題となっている。

表 1－2 (1) 市町村財政の状況（地方財政状況調）

(単位：千円・%)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	8,551,087	9,608,111	7,756,222
一 般 財 源	6,040,464	5,965,180	5,760,902
国 庫 支 出 金	783,648	954,427	455,552
都 道 府 県 支 出 金	699,221	504,753	434,585
地 方 債	798,661	1,864,687	640,224
う ち 過 疎 債	264,200	1,084,400	297,500
そ の 他	229,093	319,064	464,959
歳 出 総 額 B	8,176,871	9,608,111	7,487,284
義 務 的 経 費	3,065,711	2,688,126	2,860,335
投 資 的 経 費	1,170,237	2,478,596	746,413
う ち 普 通 建 設 事 業	1,069,676	2,445,398	687,194
そ の 他	3,940,923	4,441,389	3,880,536
過 疎 対 策 事 業 費	570,705	—	—
歳入歳出差引額 C (A－B)	374,216	545,490	268,938
翌年度へ繰り越すべき財源 D	13,227	99,859	38,059
実 質 収 支 C－D	360,989	445,631	230,879
財 政 力 指 数	0.234	0.207	0.202
公 債 費 負 担 比 率	18.0	14.9	20.2
実 質 公 債 費 比 率	16.3	10.8	12.6
起 債 制 限 比 率	4.0	6.8	7.3
経 常 収 支 比 率	83.1	89.3	103.4
将 来 負 担 比 率	140.9	81.5	62.4
地 方 債 現 在 高	10,469,510	11,398,835	11,370,118

表 1－2 (2) 主要公共施設等の整備状況（公共施設状況調）

区 分	昭和 55 年 度末	平成 2 年 度末	平成 12 年 度末	平成 22 年 度末	令和元年 度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	35.3	51.0	56.8	71.8	73.3
舗 装 率 (%)	78.4	85.9	92.9	92.5	92.8
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	19,209	19,209
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	32.1	28.0	21.9	32.7	34.3
林 道	—	—	—	194,602	204,519
延 長 (m)	6.6	13.6	16.2	6.5	6.8
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	79.2	76.9	75.9	72.9	74.5
水 道 普 及 率 (%)	4.3	9.4	38.6	69.6	82.4
水 洗 化 率 (%)					
人口千人当たり病院、診療所 の病床数 (床)	10.7	16.2	23.5	27.4	23.0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は、西中国山地や太田川など豊かな自然に恵まれ、神楽や田楽など個性ある歴史文化を有している。安芸太田町の資源である「豊かな自然」と「人情」を強みに、本町の将来像「**豊かさあふれ つながりひろがる 安芸太田** 〜ほどほど便利 とびきり幸せ 笑顔かがやく里山のまち〜」の実現を目指し、自立促進の基本方針を次のように設定する。

なお、以下の各施策分野の施策推進にあたっては、横断的に関連性を定め、連携し推進することにより相乗効果を図る。

①定住・人口対策

豊かな自然と都市との近接性を活かした安芸太田町のライフスタイルを提案し、移住の促進と転出抑制を図るとともに、関係人口の拡大に向けた地域のブランディングを促進する。

②子育て・教育・次世代育成

豊かな自然と人情の中で、安心して子どもを産み、子育てしやすい環境と、就学前から小・中・高までが連携した教育による次世代育成の体制を整える。

③健康・医療・福祉

多様な主体が連携して取り組む健康づくり活動を促進するとともに、住み慣れた地域の中で、安心して住み続けることができる地域包括ケアを実践する。

④社会基盤・防災・防犯

誰もが安心して、生活できる社会基盤の整備と、防災基盤を強化するとともに、住民の防災意識の醸成と、地域コミュニティの防災体制を整える。

⑤生活利便性・環境

誰もが、住み慣れた場所で暮らし続ける環境づくりに向けて、持続可能な公共交通体系の形成や、ICTを活用した利便性の向上に向けた取り組みを推進する。

また、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、保全と活用の取り組みを推進します。

⑥産業・雇用

町内の事業者や起業家の「儲ける力」を促進するとともに、町の自然資源、文化資源等を活用し、交流人口の拡大を図る。

⑦コミュニティ

持続可能な地域コミュニティの形成に向けて、地域活動の支援を行うとともに、外部人材や関係人口との繋がりを強める取り組みを展開する。

これらの基本方針を基底に据え、「第二次安芸太田町長期総合計画」及び「第2期安芸太田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる事業を着実に実施する。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い生活様式が変化したことで、これまでの過疎地域の「弱み」を「強み」ととらえ、デジタル技術を活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進や移住・定住対策の取り組みや関係・交流人口の拡大、地域の担い手人材の育成等新たな過疎対策の視点も必要になる。

行政、事業者、産業団体、地域コミュニティなど地域全体で協働し、それぞれの役割を担うことでこれらの対策を推進し、安全・安心な暮らしの確保と持続可能なまちづくりをすすめる。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

①人口に関する目標

- ・令和元年度に制定した安芸太田町人口ビジョンにおいて令和27年の人口規模を4,156人と設定し、必要な政策を推進する。

目標指数	現状値（R2）	目標値（R7）
目標人口「広島県人口移動統計調査（甲調査）」	5,784人（R1.10.1現在）	5,180人
人口の社会増減	▲13人	28人

②財政力に関する目標

- ・将来負担比率を令和元年度に比べ10%の縮減を図る。
- ・経常収支比率は、7年後を見据え、100%を下回る水準を目指す。
- ・財政調整基金は、10億円以上の残高を維持する。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

i) 評価の時期

毎年、事業完了後の翌年度に評価を実施する。

ii) 評価の方法

本計画を含め、本町の長期総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略に紐づく施策評価を毎年実施し、PDCAサイクルによる検証と改善に努めていく。その際に外部有識者等が参画する推進会議にて評価を確定し、議会への報告及び町HPでの公表を行う。

(7) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載されたすべての公共施設等の整備は「安芸太田町公共施設等総合管理計画」に適合するものとする。

【基本方針】

今後、公共施設等の老朽化は急速に進行し、次々に大規模な修繕や建替えの時期を迎えることが想定される。また、道路や上下水道などのインフラ施設も同様に、これまで整備してきた施設の老朽化対策や耐震対策など、今後も計画的な補修や更新が必要とされている。

一方で、本町を取り巻く社会状況の変化として、今後、少子高齢化と人口減少が進むことから、将来の財政状況は厳しくなることが予想され、現在ある施設の量や質をそのまま維持しようとする、必要性の高い施設でも、安全・安心な利用が困難な状況となる可能性がある。

これ以上将来の負担を増やさないために、町全体で必要な施設・機能を見直し、維持しつつ、利用頻度の少ない施設等を可能な限り削減し、できるだけ早期に、建物資産の総量を将来の人口・財政力に見合った量へと適正化する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

平成16年10月新町発足時、8,784人の人口は、令和元年（2019）年10月1日には5,784人と3,000人減少するなど、その減少傾向に歯止めがかからず、また、高齢化率も令和元年10月1日時点で50.2%と県内最高となっており、広島県内で最も少子高齢化、人口減少が顕著に現れている自治体といえる。

人口は、暮らしを支える地域経済やコミュニティの維持に大きく影響するものであり、定住人口の確保による人口減少の抑制が重要かつ緊急の課題である。

豊かな自然やその中から培われてきた文化を継承し、次世代へ繋いでいくために、本町の資源である自然や文化を最大限に活用して、「ヒト・モノ・カネ」を地域で循環させる仕組みづくりが必要である。

(2) その対策

- ・定住対策については、就業機会、子育て支援、医療環境、教育環境、コミュニティ等の総合的な生活環境の充実が求められることから、関連施策を横断的に推進するため、関係団体との連携強化を図る。
- ・特に定住相談（定住後のフォローアップを含む）への対応や、各種の調整機能を発揮できるコーディネーター人材の確保・育成等を進める。
- ・安芸太田町の豊かな自然環境を活用した農業、林業、水産業や観光サービス業において、「ヒト・モノ・カネ」の地域内循環を促すことで、経済活動を活性化させ、U・Iターン者の呼び込みと人口流出を抑制し、定住を促進する。
- ・特に企業や団体、地域等と連携した「お試し暮らし体験」プログラム等、本町に興味・関心を持つ人材の発掘と同時に、地域の受入れ体制や移住者に対する理解を図る。
- ・定住促進用の住宅整備や住宅所得・改修支援などを行うとともに、空き家バンク制度による住宅情報の発信、供給体制の充実を図る。
- ・地元愛を育てるため、幼児教育から高校までの連携教育や、地域とのつながりを大切にした活動の拠点整備を行う。
- ・町で唯一の高校である「広島県立加計高等学校」の魅力を高める取り組みを支援するとともに、高校の学習活動と町内で活動する団体等との活動の連携を図り、高校生とともに地域課題を解決に向けた取り組みを通し、地域の将来を担う若者の人材育成を促進する。
- ・タウンプロモーションに取り組み、都市在住の出身者や本町ファンとのネットワークを構築し、町外から見た本町の魅力づくりへの提言機会を創出する。
- ・「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づく「特定地域づくり事業協同組合」の導入をすすめ、マルチワークを促進し、都市部から人の流れを活発化させる。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（R2）	目標値（R7）
定住支援施策を活用した移住者数（人）	20	30

(3) 事業計画 (令和3年度から7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1. 移住・ 定住・地域 間 交 流 の 促進、人材 育成	(1)移住・定住			
	定住促進団地整備事業	定住促進用の団地整備を行う。	町	
	定住促進賃貸住宅整備事業	定住促進用の賃貸住宅の整備事業を行う。	町	
	(3)人材育成			
	安芸太田町人材育成・交流拠点施設整備事業	加計地区に世代を超えた人材交流の拠点施設を整備する。	町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	[移住・定住]			
	情報発信・PR・定住フェア	定住フェアへの参加や町主催のイベントの実施	町	
	暮らし移住アドバイザー設置事業	定住に関する情報発信や移住後のサポートを行う。	町	
	高速道路通勤費補助事業	65歳以下の方で通勤で高速道路を利用する場合の通勤割引後の金額2分の1を助成	町	
	定住促進事業 (定住促進住宅奨励補助金)	新築住宅を建設又は購入する者に、固定資産税の2分の1以内の額を補助	町	
	定住促進事業 (通勤者助成事業補助金)	町外へ通勤する在住者に、距離に応じて通勤費を助成	町	
	定住促進事業 (高校生等通学助成)	町内在住の高校生に、通学手段等に応じて通学助成	町	
	定住促進事業 (移住定住応援制度補助金)	移住者に、新築、中古購入、住宅改修、家財整理等に応じて費用を助成	町	
	定住促進事業 (子育て世帯定住応援補助金)	子育て世帯に対し、住宅の新築、建売、中古購入の費用に応じて経費を助成。満12歳以下の子どもに奨励金	町	
	空き家バンク登録促進事業	不動産業者の査定を受け空き家バンクに登録した物件に対し費用を助成	町	
	空き家バンク家財等処分事業	空き家バンクに登録する物件に対し、家財整理等の費用を助成	町	
	特定地域づくり事業協同組合制度活用事業	特定地域づくり事業協同組合制度の活用を推進する	町	
	安芸太田町人材育成・交流拠点施設運営事業	安芸太田町人材育成・交流拠点の施設運営事業を行う。	町	

	[基金積立]			
	過疎地域持続的発展事業基金管理事業	基金造成（※持続的発展施策区分「1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」）	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

本計画に記載する施策は、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

3 産業の振興

（１）現況と問題点

ア 農 業

本町の農業は小規模零細で、農家の多くは自家消費型の自給的農家である。農産物の流通形態の変化や農業のグローバル化が進む中、農産物価格の低迷による生産者の農業所得の低下や鳥獣被害の増加で生産意欲は減退している。

さらに生産者の高齢化の進行とブランド力による競争の激化とあいまって農業産出額は大きく減少し、後継者不足や農地の集積化の遅れによる遊休農地の拡大等、農業経営を取り巻く環境は年々厳しさを増している。

小規模零細な農家については、農地の維持管理を通じて集落の環境を良好に保全する役割があり、自立経営農家の存在は、地域経済の活力向上や定住促進を図る上で、それぞれ重要な役割があるが、今後は特に、収益性の高い自立した農業経営体の育成に力を入れていく必要がある。

イ 林 業

長期的な木材価格の低迷により、林業経営は極めて厳しい状況となっている。こうしたことが要因となり、森林所有者の森林・林業離れが進み、林業の担い手が減少するとともに、荒廃した森林が増加している。

町内の人工林の齢級構成は、9、10、11 齢級をピークとして利用可能な森林資源を有しており、皆伐から再造林といった持続可能な林業の取り組みも求められるが、木材価格の低下と再造林後の施業に係る経費から進んでいない状況である。

今後、本格的な木材生産に取り組む上では、木材の生産性向上による収益性の改善と森林所有者への利益還元その他、森林資源を生活の中で活用できる身近な存在として活かしていく取り組みも求められている。

また、急峻な地形の多い本町において、今後、本格的に木材生産を拡大していくには、地形に応じた木材生産の方法を確立し、コスト低減のための林業団地の確保、拡大等を進めていく必要がある。あわせて、多様な需要に対応した木材流通システムの構築、木材利用の拡大を図る必要がある。

ウ 商工業

製造業は、製造品出荷額等は令和 2 年で 31 億 8 千 6 百万円であり、平成 30 年の 44 億 9 千 4 百万円を下回っている。また、従業員 4 人以上の事業所数は 12 事業所、従業者数は 219

人となっており、今後は、一層の雇用機会拡充と質的な向上の促進を図る必要がある。

直近データである平成 28 年の商業年間商品販売額は 58 億 2 千 7 百万円となっており、平成 26 年の 55 億 3 千 8 百万円からは増加しているが、商店街の空き店舗増加や後継者不足など活力が低下している。

また、人口減少に伴い町内客数が減少しており、町内のみでは売上の増加が見込めないことから、事業者は町外への積極的な営業を行う必要がある一方、飲食業では、観光客の取り込み不足などの課題を抱えており、総合的な商業振興が大きな課題となっている。

今後は、創業・事業継承の支援による事業所数の確保、定住対策の推進による人口の確保、キャッシュレス決済の更なる普及やインターネット等を活用した情報発信による町外からの集客力向上等の商業振興を一体的に促進することが求められている。

エ 水産業

様々な要因によって太田川環境が変化する中であって、アユ、アマゴの漁獲量が大きく減少しており、釣り客の減少、遊漁料、行使料収入の減少等、水産資源の減少が懸念されている。

太田川の源流に位置し、本町を「太田川・清流のまち」として内外に標榜するうえでも、アユ、アマゴが今後とも漁獲され、またこうした資源を活かした特徴ある加工製品が製造・販売されることが重要であり、さらには太田川の景観も含め、貴重な地域資源として良好に保全していく必要がある。

カワウ等の有害鳥獣による被害も深刻であり、水産資源を守るため、被害を低減させる取り組みを行っていく必要がある。

オ 観光

年間観光入込客数は令和 2 年は新型コロナウイルスの影響により 48 万 1 千人で、令和元年の 58 万 9 千人から大きく減少している。また、観光消費額においても令和 2 年の推定観光消費額は 1,203 円/人と令和元年の 1,425 円/人から大幅に減少している。町有施設の一時休業なども影響しており、今後も引き続き特産品や飲食メニューの開発、宿泊利用の増加のほか、町有施設の民間資本導入による有効活用化など観光消費額の増加につながる取り組みが求められている。

観光産業は、三段峡などの伝統的な観光地を中心に展開されてきたが、コロナ禍の影響により教育旅行の受入、地域の祭りや地域イベントの中止により観光事業の縮小が相次ぐ一方で、新たな生活様式、新たな観光としてのマイクロツーリズム、本町で従来から推進するヘルスツーリズムが再評価されつつあり、地域の観光資源の活性化を図る良い機会にもなっている。

また、観光産業は、交流機会を通じて地域外からの消費行動を促進する効果があることから、農業、地域商業及びサービス業等の異業種との領域横断的な取り組みを進めることで、新たな経済効果を生み出すことが期待できる。

本町の強みである豊かな自然（国定公園、特別名勝三段峡）、トカイナカ（都市部に近い田舎、都会生活の利便性と田舎暮らしのゆしみ）、伝統文化（たたら製鉄、神楽）、シーズン（四季）ごとの楽しみ等の強みを活かした安芸太田ならではのツーリズムの形を形成してい

く必要がある。

カ 新事業開発・起業支援

食の地域資源を活かした製品の付加価値創出については、本町の特産品である祇園坊柿を活用したメニューを町内飲食店で開発したり、既存の加工品のパッケージを統一イメージでまとめることで商品の訴求力を高め、祇園坊柿のブランド化に取り組んでいる。

こうした取り組みを力強く推進するとともに、設備投資や需要拡大、生産能力向上といった経済効果が期待できる起業・創業への支援の充実や事業意欲の高い人材を誘致する取り組みが重要になっている。

(2) その対策

ア 農商工連携

- ・安芸太田町の自然を活かした体験メニューやヘルスツーリズム、教育旅行を推進し、農林水産業、製造業、商業、観光業者が連携し、域内循環による事業相乗効果の創出を図る。

- ・関係団体等との連携により、地域資源を活用した新たな特産品の開発や交流人口の増加を進める。

- ・本町の特性を生かしたコミュニティビジネスの起業、起業家育成に取り組み、多面的な事業の展開を支援する。

- ・地域内需要の拡大を図るため、給食、観光施設等町内の大口需要者へ供給する等への食材供給の促進等、地産地消活動を推進する。

- ・「一般社団法人地域商社あきおた」を中心として、公益法人としての特性を活かし、町内事業者との連携を深め、戦略的な販路の拡大や誘客事業に取り組む。

- ・町内事業者間の連携を深化させ、観光×農業、観光×商工業等による観光消費機会の創出により、「稼ぐ」地域づくりを進める。

- ・地域産業、地域観光振興の戦略的な推進に向けて、道の駅「来夢とごうち」のハード、ソフト両面の再整備を行う。

- ・販売力の高い農畜製品の栽培推進や新たな産品開発・販路拡大に取り組み、農林水産業者や販売業者の所得向上を目指す。ひとつの手段として、「ふるさと納税」制度の活用を図る。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（R2）	目標値（R7）
太田川産直市と来夢とごうち売上額（千円）	78,279	100,000

イ 農業

- ・多面的機能支払事業・中山間地域等直接支払事業を活用した農地の維持と有効利用、遊休農地の有効活用、農地保全管理の促進等の取り組みを進め、農業者の生産意欲を高める。

- ・新規就農者、認定農業者及び法人経営体等の企業的经营体と合わせて、女性・高齢者・定年帰農者等多様な担い手の確保と育成を図る。

- ・広島市と連携した「ひろしま活力農業経営者育成事業」を積極的に活用することで、農地

と遊休農地の有効活用、生産者の育成に努めるとともに、本町への定住促進と地域農業の担い手を育成する。

- ・生産コストの低減に向けて、農道・用水路等の土地改良施設整備による農業生産基盤の充実を図る。
- ・イノシシ、シカ、サル等の有害鳥獣被害は増加傾向にあり、効率的な捕獲の推進やジビエとしての活用など総合的な対策を進め、被害の低減化を図る。
- ・ドローンなど先端技術の活用についても検討を進め、農地保全の管理、生産基盤の効率化を図る。
- ・収益性の高い自立した農業経営体を育成するために、販路拡大の支援を引き続き行う。
- ・生産性向上のための農地整備等の支援、作業地の団地化に向けた調整・あっせんの支援による農作業受託組織（農業生産法人等）の育成を図る。
- ・畜産関係団体の支援を行い、畜産農家の経営力向上を図る。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（R 2）	目標値（R 7）
認定農業者売上高（百万円）	145	185

ウ 林業

- ・本町の人工林の多くが木材利用期を迎えていることから、森林所有者及び消費者に対し森林保全と林業振興に対する理解促進を図る取り組みを進める。
- ・森林経営管理制度（森林環境譲与税）を活用し、施業地の集約化による施業の低コスト化、小径木・林地残材の搬出と活用のための木質バイオマスの利用促進、地域材の活用促進を行い、持続的な木材生産を可能にする森林資源の活用・保全を進める。
- ・里山林の公益機能の維持増進及び景観の保全を図り、里山や林業に関する啓発を進める。
- ・効率的な木材生産を進めるため、緩傾斜地、急傾斜地等地形に応じた木材生産方法を構築し、木材の伐採、搬出等について一層の効率の向上を行う。
- ・ドローンの活用も検討を行い、施業地の事前調査、計画的かつ効率的な木材生産の取り組みを促進する。
- ・森林経営管理制度（森林環境譲与税）を有効に活用し、森林施業プランナーの養成を行うとともに、森林経営計画や森林施業プランを作成し施業地の集約化・効率化を進める。
- ・緩傾斜地での路網整備の推進、急傾斜地での木材生産作業システムを構築する。
- ・本町の地元産材の高品質化、低コスト化を進め、太田川森林組合と販路拡大支援体制の確立を図る。
- ・人工林健全化、放置林バッファゾーンの整備等、地域が行う森林資源保全活動の支援や松くい虫、なら枯れの防除を実施し、森林・里山景観を守る取り組みを進める。
- ・森林サイクルの実現を図るため、主伐、再造林の計画的な実施と関係事業体の連携促進を図る。
- ・森林のもつ「環境への貢献」を再認識し、森林資源を活用した環境施策を展開する。
- ・高性能の林業機械の導入支援を行い、施業の効率化を図り採算性のある林業経営者の育

成を促進する。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（Ｒ２）	目標値（Ｒ７）
木材生産量（ｍ³）	8,994	25,000

エ 水産業

- ・太田川の水質の改善に向けて、関係機関及び流域自治体等との連携を図るとともに、地域住民との協働により河川環境の保全活動を進める。
- ・漁業団体によるアユ、アマゴ等の水産資源の保全・生育活動を支援するとともに、水産加工品の開発と販売促進に取り組む。
- ・水産品の販路開拓支援とブランド化に取り組む。
- ・岡山理科大学の「好適環境水」事業との連携を強化し、新たな水産業の可能性を探る。
- ・山と海をつなぐ重要な資源としての「川の役割」を再認識し、川の環境改善施策を展開する。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（Ｒ２）	目標値（Ｒ７）
アユ・アマゴ販売額（千円）	11,146	14,000

オ 商工業

- ・高校生等への地元就職情報の提供と事業所への人材確保・育成活動への支援に取り組む。
- ・商工会等支援機関との連携強化、国・県、大学、金融機関等産学金官連携の構築により、経営革新活動の支援、設備投資の支援、異業種交流の促進、新技術や新商品開発支援等に取り組む。
- ・地域商業の活力維持・向上を図るため、支援機関と連携し、地域外からの商業人材の誘致による魅力ある商店づくり、戸河内 IC 周辺のにぎわいづくりを進める。
- ・イベントと連動した集客活動、観光や食の魅力の開発と連動した交流人口の拡大による域内消費人口の増加を図る。
- ・町内製品の販売を促進するための商談会やセミナー、テストマーケティング機会の提供、インターネット活用による新たな販路開拓と情報発信に取り組む。
- ・「一般社団法人地域商社あきおおた」による産学連携、民間連携等を進め新製品の開発と既存製品のブランド化、販路開拓等を支援する体制を構築する。
- ・町内消費の拡大と都市部等との「商い」の活発化を図るため、空き店舗を有効活用した商業人材の誘致等による魅力ある商業づくりを進めるとともに、中心市街地の活性化施策を展開する。
- ・商工会との連携等により、町内での起業を支援する体制の充実を図り、起業家育成の機会を創出する。

- ・町内の伝統技術の継承支援、観光事業者の育成等を行い産業人材の確保・育成と後継者の事業支援を進める。
- ・企業誘致活動を強化するとともに町内産業の振興による雇用機会の拡充を図る。
- ・ＩＣＴを活用した、「都市部情報通信企業のサテライトオフィス」誘致を目指す。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（Ｒ２）	目標値（Ｒ７）
年間起業件数（件）	3	5

カ 観光

- ・「一般社団法人地域商社あきおおた」を中心として、町の地域資源の掘り起こしと体験観光メニューの商品化を促進する。
- ・豊かな自然（国定公園、特別名勝三段峡）、トカイナカ（都市部に近い田舎、都会生活の利便性と田舎暮らしのゆしみ）、伝統文化（鉄の歴史、神楽）、シーズン（四季）ごとの楽しみ等町の強みをつなげ「今だけ、ここだけ、あなただけ」の安芸太田町ならではのツーリズムを推進する。
- ・メディアへの情報発信、ホームページの充実、ＳＮＳの積極的な活用等により観光プロモーション活動を進め、観光地としての本町の認知度向上を図る。
- ・観光客が安全・安心に施設を利用できるように適正な維持管理と施設の長寿命化、整理を進める。
- ・魅力的で質の高い観光ガイドや体験指導の出来る人材育成を図る。
- ・観光事業による収益の確保・向上を図る仕組みづくりを進める。
- ・外国人観光客のニーズにも対応できる体験観光メニューの開発とプロモーションを強化する。
- ・環境教育の充実により、自然環境を守る人材育成と仕組みづくりを図ることで、安芸太田版のエコツーリズムを推進する。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（Ｒ２）	目標値（Ｒ７）
入込観光客数（千人）	481	600

（３）事業計画（令和３年度から７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
２．産業の 振興	(1) 基盤整備			
	[農業]			
	上水路管理・改修事業	上殿上水路の改修事業	町	

寺領地区農村広場改修事業	寺領地区農村広場改修	町	
食品加工所整備	産直市出荷産品加工所改修整備	町	
農産物流通拠点整備	流通拠点の整備	町	
[林業]			
林業・木材産業等競争力強化対策事業	作業道と搬出間伐を一体的に実施	町	
町有林整備事業	町有林の整備事業	町	
木質バイオマス発電整備事業	木質バイオマス発電整備事業	町	
高性能林業機械整備事業	高性能林業機械の整備補助	町	
林業線専用道高果線からの支線開設	林業専用道の開設	町	
木材利用産品加工施設整備	木材を利用した産品等加工施設の整備	町	
木材集出荷施設整備	木材を流通させるための集出荷施設の整備	町	
林業機械(バックホー)整備(自伐型林業対応用)	自伐型林業の推進を図るための、林業機械整備	町	
林業総合センター改修	林業総合センターの改修	町	
温井特産品生産施設改修	温井特産品生産施設の改修	町	
(4) 地場産業の振興			
[流通販売施設]			
道の駅再整備事業	地域産業、観光の戦略的な振興に向けビジョンを明確にし、道の駅本体及び周辺施設のハード、ソフト面のリニューアルを行う。	町	
(9) 観光又はレクリエーション			
施設長寿命化及び解体	観光施設の長寿命化のための改修と不用品施設の解体促進を図る	町	
三段峡水梨公衆トイレ	三段峡水梨公衆トイレ洋式化及び便器	町	

新築工事町負担金	増設等の改築をする県営事業に対する町負担金。		
町内公衆トイレ再整備事業	町内公衆トイレ洋式化などを整備する	町	
町内観光案内看板整備事業	観光客を観光地へ誘導させるための案内表示看板等を整備する	町	
三段峡正面口整備事業	三段峡の玄関口である正面口エリアの街路整備等を行う	町	
深入山エリア施設整備事業	登山道を含むエリアの施設再整備等を行う	町	
恐羅漢山エリア施設整備事業	エリアの施設再整備等を行う	町	
温井ダム周辺環境施設整備事業	温井ダムエリアの上下水道機器更新や散策遊歩道の安全対策等を行う	町	
筒賀交流の森(龍頭峡)施設整備事業	龍頭峡エリアの既存施設利活用のための再整備を行う	町	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
[第1次産業]			
祇園坊柿生産支援事業	祇園坊柿の生産販売支援を行う。	町	
祇園坊柿有害鳥獣対策事業	町の特産品である祇園坊柿を鳥獣害から保護するために電柵設置に対する補助を行う	町	
営農団体育成補助金	認定農業者の機械更新の際に一定の支援を行う。	町	
営農用施設機械器具整備事業	ビニールハウスの新設、張替の際に一定の支援を行う	町	
ひろしま活力農業経営者育成事業	広島市と連携して行う新規就農者育成のための研修	町	
農業振興人材育成	町内の農業振興を図るために、専門知識を有する人材を育成する。	町	
流域森林整備事業	新植、下刈、枝打ち、除伐、間伐などの造林事業費の1割追加補助事業	町	
林業担い手育成事業	減少する林業担い手の育成	町	
林業普及員設置事業	林業に関する専門員の配置	町	
森林経営マッチング事業	手入れ放棄された森林を、意欲のある経営体等への管理委託を推進する。	町	

環境貢献林整備事業	ひろしまの森づくり事業、人工林の間伐整備	町	
安芸太田町森づくり事業	里山林の（広葉樹）整備や林業体験の実施等	町	
森林経営管理事業	森林環境譲与税を活用した事業（森林整備等）	町	
小規模林業支援事業	自伐型林業の育成のための基礎講習等の実施	町	
木質バイオマス熱利用普及促進事業	ペレットストーブ、薪ストーブ設置補助	町	
町有林整備事業	町有林の整備事業	町	
水産業振興事業	町内の漁協の生産活動支援	町	
畜産振興事業	家畜共済事業補助	町	
〔商工業・6次産業〕			
経営改善普及事業補助金	町商工会の経営活動に対する支援事業を行う。	町	
商工者事業資金利子補給事業	安芸太田町商工会小規模事業者へ事業資金の利子補給を行う。	町	
プレミアム商品券発行事業	10%のプレミアムを付けた地域商品券を発行販売する。	町	
伴走型小規模事業者支援推進事業補助金	創業希望者の事業計画策定支援と景況調査の実施に関する費用を補助する。	町	
商店街活性化事業補助金	商店街街路灯や看板の整備、共通クーポン券の発行、空き店舗活用などの事業を補助する。	町	
道の駅再整備事業	道の駅再整備に係る各種計画の作成業務等を行う。	町	
サテライトオフィス整備事業	働き方改革やBCPに取り組む企業とのマッチングにより誘致した事業者への整備支援	町	
固定資産税相当助成、施設整備、新規雇用奨励金（企業誘致促進条例関係）	企業誘致の促進、町内雇用促進（支援策：固定資産に関する奨励金、新規雇用者に関する奨励金、設備取得に関する奨励金、土地取得に関する奨励金）	町	
〔観光〕			
三段峡・太田川エコツーリズム推進事業	自然資源を有効に活用した安芸太田町版エコツーリズムを推進する。	町	

インバウンドプロモーション事業	訪日外国人観光客を獲得するため、戦略的なプロモーション活動を行う	町	
インバウンドスキー誘客事業	恐羅漢スノーパークへ外国人観光客の誘客促進を図る	町	
雪山誘客促進事業	冬季の観光客を誘致するために広島県北部地域で広域的に取り組む事業	町	
観光客移動支援等事業	課題である二次交通に対し、交通事業者支援等を行うことで観光客の満足度を向上させる	町	
イベント等補助金	各種イベントによる観光宣伝事業を行うことで、地域の魅力を発信・周知し県内外からの入込客の増加と地域活性化に努める。	町	
[その他]			
がんばるビジネス応援補助金	商工会と連携し、町内での創業や事業継承を希望する個人又は事業者への支援を行う。	町	
地域商社事業補助	町内事業者との連携を図り、戦略的な販路の拡大や誘客事業に取り組む	町	
[基金積立]			
過疎地域持続的発展事業基金管理事業	基金造成（※持続的発展施策区分「2産業の振興」）	町	

（４）産業振興促進事項

産業振興にあたっては周辺市町との連携に努める。

（i）産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興推進区域	業種	計画期間	備考
町内全域	製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等	令和３年４月１日～ 令和８年３月３１日	

（ii）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「３ 産業の振興」の「（２）その対策」「（３）事業計画」及び「４ 地域における情報化」の「（２）その対策」「（３）事業計画」のとおり

（５）公共施設等総合管理計画等との調整

本計画に記載する施策は、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

平成 26 年度に、町内全域に光ブロードバンド環境が整備され、情報化に向けての基本的なハード整備をしており、令和 2 年度現在の光ブロードバンド加入率は 48.9%となっている。

今後は、生活の利便性、安心安全の向上に資する行政サービスに関して、光ブロードバンドを活用した仕組みを構築し、全世代が、デジタル技術の効果を享受する環境を整える必要がある。

住民サービス向上や行政事務の効率化の観点から、ICT の有効活用を進めることで、あらゆる世代にとって安全で使いやすいサービスの構築が求められており、そのため社会的に有効利用できる行政情報のオープンデータ化の検討を積極的に進める必要がある。

また第 5 世代移動通信システムなど急速な技術発展を、子育て・教育・次世代育成や生活利便性、医療・福祉環境、社会基盤・防災・防犯、産業や観光などのあらゆる分野で活用し、「Society5.0」の実現が求められている。

この実現に向けて、デジタル専門人材の確保、育成を行っていく必要がある。

(2) その対策

- ・本町においても時代の潮流に沿った情報化社会に対応できる人材育成を積極的に行うこととし、デジタル専門人材の確保、ICT の有効活用による行政事務の効率化の検討を進める。
- ・誰もが情報通信基盤を利用できるよう行政情報システムを構築し、光ブロードバンド回線への加入率の向上を図る。
- ・情報通信基盤を活用した住民向け行政情報の発信の充実や、主として高齢者を対象とした活用講座の開催等活用促進に取り組み、情報通信基盤の有効活用を図る。
- ・社会的に有効利用できる情報をオープンデータ化することで、新たなサービスやビジネスの創出などに繋がる取り組みを推進する。
- ・行政データ、システムの標準化やクラウド利用等、ICT の利活用を推進し、行政事務の効率化、住民生活の安全性・利便性の向上を図るため、安芸太田町版デジタルトランスフォーメーション推進計画を策定し、計画的にDXを推進する。
- ・マイナンバーを基盤とするデータベースを構築し、公共交通、防災・危機管理、教育 ICT、産業、観光、医療等、さまざまな政策分野と連動したシステムを導入する。
- ・空撮データの地籍システムや農地システムへの組み込み、有害鳥獣対策への活用、防災や物資輸送など様々な分野でドローンの活用を推進する。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（R 2）	目標値（R 7）
光ブロードバンド加入率（％）	48.9	50

(3) 事業計画（令和3年度から7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3. 地域に おける情 報化	(1) 電気通信施設等情報化 のための施設			
	[防災行政無線施設]			
	防災行政無線管理運営事業	防災行政無線の保守管理	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特 別事業			
	[デジタル技術活用]			
	地域活性化企業人（デジタ ル専門人材）	I C Tを活用し住民生活の利便性 向上と行政事務の効率化を図るた めの助言を受ける。	町	
	安芸太田町D X推進計画 (仮称) 策定事業	行政データ、システムの標準化やク ラウド利用等、I C Tの利活用を推 進し、行政事務の効率化、住民生活 の向上を図るため、安芸太田町版デ ジタルトランスフォーメーション 推進計画を策定する。	町	
	マイナンバー基盤データ ベースシステム（仮称）の 構築事業	マイナンバーを基盤とするデータ ベースを構築し、公共交通、防災・ 危機管理、教育I C T、産業、観光、 医療等、さまざまな政策分野と連動 したシステムの開発を行う。	町	
	ドローンを活用した行政 サービス向上プロジェクト	ドローンを活用した、空撮データの 地籍システムや農地システムへの 組み込み、有害鳥獣対策への活用、防 災や物資輸送など様々な分野でド ローンの活用を行う。	町	
	[その他]			
	出張所管理事業	安野出張所の移転に伴う情報通信 回線の移設経費	町	
	[基金積立]			
	過疎地域持続的発展事業 基金管理事業	基金造成（※持続的発展施策区分 「3地域における情報化」）	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との調整

本計画に記載する施策は、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

本町には、高速道路をはじめとして主要幹線となる国道・県道が縦横に走っている。

また、生活道路である町道はおおむね「道路網」として充足しつつあり、さらに、農林道は産業の形態に合わせて整備されている。

しかし、国道・県道・町道の一部は、狭隘であったり、急こう配であったり、危険箇所を抱えていたり、まだまだ改良の必要性がある。農林道についても産業振興策のインフラとして確実な整備が必要とされている。

イ 交通

本町の公共交通は、路線バス・町内バス・デマンド型（区域運行）・福祉有償運送・ボランティア輸送・タクシー助成券など、様々な移動手段を確保している。高齢化や過疎化がより進む中で、便数の確保が難しくなり、加えて利用人数の減少、バス停までの移動やバス等への乗降問題等これまでの輸送支援だけでは対応できない状態となっている。

その中で、多様なニーズに対応するために、タクシーを利用した交通網などの検討も必要となっている。

持続可能な公共交通体系を構築するために、効率的で合理的な移動手段を検討し、新しいデジタル技術を活用していく必要がある。

(2) その対策

ア 道路

・広域道路網の安全性と利便性を維持し、国・県・関係市町との連携による機能性の向上や改良整備を促進する。

・町内各地を結ぶ国・県道や町道の改良・整備を進め、生活に密着した道路網の利便性を高める。

・除雪体制の確保、道路・橋梁等への老朽化対策を実施する。

・町道については、緊急性や安全性を最優先とし、計画的な改良を進める。

・通学路の改良や、子どもや高齢者、障がい者など交通弱者にとって安全な歩道の整備、段差解消などの検討を進める。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（R 2）	目標値（R 7）
交通事故町内発生件数（件）	5	0

イ 交通

・将来にわたって持続可能な公共交通体系の計画策定を行うとともに、多様な移動手段確保のため事業者の支援を行い、交通手段の利便性の向上を図る。

・近隣市町や路線バス会社との連携等により、住民の生活利便性の維持・確保や観光客の来

訪促進のための便利で快適な公共交通環境の維持を図るとともに、住民啓発・教育の推進等によりバス利用を促進し、安心して住み続けることができるよう移動手段の確保を図る。

- ・中高生の公共交通利用を促進する。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（R 2）	目標値（R 7）
公共交通の利用者数（町内）（人）	32,084	33,000

（３）事業計画（令和３年度から７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
４．交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市 町 村 道			
	[道路]			
	木坂鵜渡瀬線	道路改良 L=1,150m W=5.0m	町	
	津浪巡回線	道路舗装 L=3,000m W=5.0m 道路改良 L=600m W=6.5m	町	
	本郷梶之木支線	道路舗装 L=2,000m W=4.0m	町	
	出口横山線	道路舗装 L=2,000m W=5.0m 道路改良（法面）L=200m	町	
	畑ヶ谷線	道路舗装 L=1,000m W=7.0m	町	
	打梨那須線	道路舗装 L=1,000m W=4.0m	町	
	加計田の原線	道路舗装 L=1,000m W=3.5m	町	
	猪山小学校線	道路舗装 L=2,000m W=4.0m	町	
	箕角長田線	道路舗装 L=2,000m W=4.0m	町	
	坂根線	道路舗装 L=1,000m W=4.0m	町	
	本郷坂原線	道路舗装 L=3,000m W=5.0m	町	
	船場来見線	道路改良（法面）L=350m	町	
	天神原箕角線	道路改良（トンネル） L=235m W=3.5m 道路改良（法面）L=20m	町	

	水梨線	道路改良（トンネル） L=35m W=4.0m 道路改良（法面）L=100m	町	
	三谷龍頭線	道路改良（法面）L=100m	町	
	堀下線	道路改良 L=200m W=4.0m	町	
	上殿線	道路舗装 L=3,000m W=7.0m	町	
	神田町巴町線	道路舗装 L=756m W=5.0m	町	
	天上山線	法面改良 L=300m	町	
	産業振興用の道路整備	道路整備事業	町	
	上田野原3号線	道路改良 L=108m W=2.8m	町	
	松原正地線	道路改良 W=4.5m A=49 m ²	町	
	イロハ線	道路改良 L=600m W=4.0~6.0m	町	
	温井ダム巡回線	道路改良 L=80m	町	
	横町線	道路改良 L=39m W=4.0m (総延長 271.4m 付け替え)	町	
	ニホヘ線	道路拡幅 総延長 345.0m (拡幅部延長 L=80m W=4.0m)	町	
	[橋りょう]			
	橋梁施設改良事業	危険橋梁の補修（架替）や橋梁塗装全般	町	
	(3) 林道			
	梶ノ木線	林道改良 L=300m W=4.0m	町	
	大箒線	舗装工事 L=1,800m W=4.0m	町	
	三谷塩明線	舗装工事 L=1,500m W=5.0m	町	
	横川西平線	道路改良 L=522m W=4.0m	町	
	大朝鹿野線	林道舗装 L=480m W=7.0m	町	

	(8) 道路整備機械等			
	道路整備機械等整備事業	道路整備機械（除雪機）等の整備	町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	〔公共交通〕			
	バス路線運行事業	一般旅客自動車運送事業の許可を受けた路線バスの運行支援	町	
	バス路線（町内バス）運行事業	廃止代替バス（町内バス）の運行支援	町	
	デマンド運行事業	デマンド型（区域運行）の運行事業の支援	町	
	タクシー移動支援事業	タクシーを利用した移動支援事業の支援	町	
	公共交通再編分析業務	公共交通の効率的で持続可能な体制を検討する。	町	
	若者移動支援事業	町内の中高生に広島市内までの公共交通利用券を配布	町	
	〔基金積立〕			
	過疎地域持続的発展事業 基金管理事業	基金造成（※持続的発展施策区分「4 交通施設の整備、交通手段の確保」）	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

本計画に記載する施策は、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

6 生活環境の整備

（１）現況と問題点

ア 住環境

本町においては、過疎化や高齢化の進展、家族形態の変化やU・Iターンニーズへの対応等により、住宅ニーズが多様化している。

公営住宅の戸数はほぼ充足しているが、多くの住宅が老朽化し更新の時期を迎えている。

また、民間における一般の賃貸住宅の供給数が絶対的に不足しており、移住・定住希望者だけでなく、町内に在住する若者世代を含め、新たな住宅施策が必要である。

本町の恵まれた自然環境、地域の歴史文化を残す風土を守るとともに、各種の公共空間整備において、公共空間の機能の最適化を図るとともに、地域の特色を考慮した自然や歴史と調和の取れた魅力づくりを進めていくことが求められている。

イ 上水道・排水処理

本町の水道施設は安全で良質な水を安定的に供給するため維持しているが、多くの施設が老朽化している。平成 28 年度に町内水道の事業単位が一本化され、新たな給水人口・区域を設定しており、更新計画に基づく計画的な老朽管更新等を行う必要がある。

また、排水処理は、特定環境保全公共下水道・農業集落排水による集合処理と下水道処理区内の町設置管理の個別排水処理施設（合併浄化槽）がある。このほか下水集合処理区域外には個人で設置の合併浄化槽がある。町で設置している集合処理施設は、施設の老朽化が進んでおり、今後は計画的な更新が必要である。

ウ 環境衛生

本町の一般廃棄物の処理は、平成 29 年 3 月まで山県郡西部衛生組合で安芸太田町と北広島町（旧芸北町）の一般廃棄物の処理を行ってきた。しかし、構成市町の減少や人口減少に伴う処理量の減少、施設の経年劣化に伴う維持補修費の増加等により、将来にわたり現行の処理体制を継続することが困難となったため、平成 29 年 3 月末をもって組合は解散した。

平成 29 年 4 月からは安芸太田町の可燃ごみ、し尿及び浄化槽汚泥の処理は広島市に委託しており、可燃ごみは中間処理施設である「ポックルくろだお」を経由し、し尿及び浄化槽汚泥は収集後そのまま委託先の広島市へ搬出している。

また、ごみの分別、ごみの資源化の促進等によるごみの減量化や省エネルギーへの取り組み、再生可能エネルギーの活用等、地球環境に配慮した取り組みは今後一層推進する必要がある。林道等の人目に付きにくい場所への不法投棄は後を絶たない状況から、関係団体と連携した防止・監視活動が必要である。

エ 消防・防災

安芸太田町は、山間地域にあつて危険溪流や急傾斜地も多く、避難対策や孤立対策が不可欠であることから自主防災組織の結成支援や備蓄倉庫の整備等を行っている。今後は、地域人口や消防団員の減少傾向を踏まえ、各家庭、地域、消防団、町等が連携する実践的な避難訓練等を実施して防災意識を醸成するほか、自主防災組織や消防団等の地域の防災力維持が求められている。

オ 防犯

安芸太田町の犯罪発生件数は、都市部と比較すれば多くは発生していないが、社会情勢の変化による犯罪の複雑化による高齢者を狙った犯罪及び消費者トラブルの増加が進んでいる。

今後は、高齢者が犯罪等の被害者にならないための啓発に加えて、若年者層からの教育・啓発も重要であり、インターネットを使った犯罪防止対策の充実も必要である。

カ インフラの維持・確保

バス等の公共交通機関や自家用車の燃料、日常生活で使用する灯油など、燃料の供給拠点となる給油所は、地域の交通や日常生活を支える基盤として重要や役割を持つ。

町内のインフラを維持していくためにも、給油所の確保が必要である。

(2) その対策

ア 住環境

- ・定住促進用の民間資本を活用した住宅整備や住宅取得・改修支援を行うとともに、空き家バンク制度による住宅情報の発信、供給体制の充実等を図る。
- ・町内居住希望者への住宅情報の提供を充実するとともに、住宅改修支援、町営住宅の更新、既存施設を有効活用した住居の提供等、安心して快適に生活できる住環境を確保する。

イ 上水道・排水処理

- ・水道水を供給するため、適切で確実な施設維持管理を行ってきたが、施設の老朽化が進んでいることから、その更新が必要となる。
- ・更新計画を基に水道施設を健全に保つための施設更新事業を推進する。
- ・災害対策として、生活基盤の被害を最小限にするため、耐用年数が超過した水道施設の耐震化に取り組む。
- ・衛生的な排水処理を進め、快適で住みよい暮らし環境の実現を目指し、公共下水道や合併浄化槽の普及に努める。
- ・太田川上流域に暮らす私達安芸太田町民の責務として、河川環境への負荷軽減や水質向上に取り組む必要があるため、浄化槽の普及促進と下水道への加入促進、老朽化した施設の長寿命化に取り組み、安全で周辺環境に配慮した施設整備を進める。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（R 2）	目標値（R 7）
水洗化率（集合処理区）（％）	85.5	88
水洗化率（集合処理区外）（％）	67.8	75

ウ 環境衛生

- ・循環型社会の形成を進めるため、公衆衛生推進協議会等との連携により、ごみの資源化・減量化に向けた啓発やPR活動を強化する。
- ・警察や地域と連携して不法投棄抑制のための仕組みづくり、不法投棄防止の啓発活動を推進する。
- ・一般廃棄物の適正な処理を含め衛生的な生活環境と豊かな自然環境を保つ地域社会の実現を目指す。
- ・都市部との協力も含め、当町の山と川の環境への貢献を再認識した、環境政策を実施する。
- ・住民の環境保全に関する意識醸成を図る。

エ 消防・防災

- ・地域の防災力を維持するためには、自助・共助・公助を基本とする全町的な取り組みが不可欠である。
- ・地域住民の自主防災組織への参画や消防団への入団を促進し、防災の人的基盤を強化する。

- ・地域内で、避難行動要支援者情報を共有し、支援者、要支援者の双方向の連絡体制の確立を目指す。
- ・ハザードマップ、避難経路の情報を地域内で共有する仕組みを強化する。
- ・ヘリコプター輸送などを含めた食糧・飲料水、毛布、通信端末、電源などの物資の調達体制を確立する。
- ・ドローンを活用した被災概況の把握や情報の集約等、有事の際にも正確で迅速な対応ができるよう、体制整備を進める。
- ・高度な救助が必要な場合に備えて、広島市消防局安佐北消防署安芸太田出張所や広島県との連携強化を図り、迅速な応援体制の整備に努める。
- ・土砂災害警戒区域の砂防、治山施設の整備や太田川浸水想定区域の護岸改修等のハード面の更なる整備を行っていく。
- ・デジタル防災無線のメリットを活かした防災・減災体制の構築を目指す。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（R 2）	目標値（R 7）
道路防災事業実施件数（箇所）	2	2
町人口に対する消防団員数比率（％）	6.7	6.7

オ 防犯

- ・警察、関係機関と地域安全ボランティア団体などで相互に連絡、調整しながら、防犯活動の継続につながる支援を行う。
- ・子どもや高齢者の防犯意識の向上を図るために、子ども 110 番の家等の取り組みを推進する。
- ・危険な箇所への防犯灯設置など、犯罪を発生させない環境づくりを進める。
- ・悪質な訪問販売や振り込め詐欺などによる消費者被害を防止するための広報及び自立した賢い消費者の育成のため、消費者教育・啓発を行い、住民の自立及び支援に取り組む。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（R 2）	目標値（R 7）
町内刑法犯認知件数（件）	14	0

カ インフラの維持・確保

給油所は、バスや自家用車等の燃料だけでなく、暖房用の燃料供給拠点である。
給油所の撤退は、公共交通機関の衰退につながるなど、地域の維持に影響を及ぼすため、耐用年数の経過や災害対応に必要な設備の更新・改修を支援し、ガソリンや灯油の安定供給

の確保に取り組む。

(3) 事業計画（令和3年度から7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	[簡易水道]			
	簡易水道施設大規模改修事業	更新計画に基づく老朽管更新等事業	町	
	(2) 下水処理施設			
	[公共下水道]			
	下水道施設大規模改修事業	下水道施設大規模改修事業	町	
	(3) 廃棄物処理施設			
	[その他]			
	廃棄物処理施設大規模改修事業	廃棄物処理施設大規模改修事業	町	
	合併浄化槽設置整備事業	下水集合処理区域外に設置する合併浄化槽の設置費用を補助する。	町	
	(4) 火葬場			
	火葬場大規模改修事業	火葬場大規模改修事業	町	
	(5) 消防施設			
	非常備消防運営事業	消防力の充実強化のため屯所の建替え、防火水槽の整備など	町	
	広島市消防関連備品等負担金	安芸太田町は広島市に消防事業委託しており、広島市で導入している備品等の更新が必要となった場合、それに要する負担金を支払う。	広島市消防局	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	浄化槽維持管理費補助事業（法定検査補助）	下水集合処理との格差是正を目的に検査費用を補助する。	町	
	浄化槽維持管理費補助事業（清掃補助）	下水集合処理との格差是正を目的に清掃費用を補助する。	町	

生活用水取水施設整備事業	水道未普及地域における取水施設整備に対する補助を行い、当該地域に安定した生活用水を供給する。（水道未普及地域の住民、水道組合への補助）	町	
[環境]			
ごみ処理管理事業	固形状一般廃棄物の適正な処理及び資源化・減量化を図ることで循環型社会構築に寄与する。	町	
し尿処理管理事業	液状一般廃棄物の収集及び適正な処理を行うことで、衛生的な生活環境を保全する。	町	
清掃総務管理事業（不法投棄防止啓発看板設置）	不法投棄防止啓発看板の設置事業	町	
清掃総務管理事業（ごみの出し方ポスター・ガイドブック作成）	ごみの出し方ポスター・ガイドブックの作成事業	町	
公共施設等解体事業	不要となった公共施設を、安全性・景観上の観点から解体する。	町	
[防災・防犯]			
防災備蓄物品整備事業	非常時に備え防災備蓄品の非常食の補充・更新を行う。	町	
防災・減災・備蓄事業	防災マップの更新等、防災情報発信の充実	町	
[その他]			
地域未来活力づくり事業	住宅改修助成金。自己の居住する住宅の修繕や増改築の工事に対する助成金（工事費の10%、最大10万円）	町	
老朽空き家解体補助	空き家等の解体費用の一部を助成し、倒壊等による事故を防止する。	町	
給油所確保事業	インフラの維持に必要不可欠な給油所の設備の改修等	燃料・灯油を扱う給油所	
[基金積立]			

	過疎地域持続的発展事業基金管理事業	基金造成（※持続的発展施策区分「5 生活環境の整備」）	町	
--	-------------------	-----------------------------	---	--

（４）公共施設等総合管理計画等との調整

本計画に記載する施策は、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

（１）現況と問題点

ア 子育て支援・児童福祉

本町の令和３年３月末時点の年少人口（０歳から１４歳人口）は４６４人であり、５年前の平成２８年３月末時点の年少人口と比較すると１２．４％減少し、令和２年度の出生数は１５人で平成２８年以降減少傾向にあるなど、少子化が進行している。

また、居住地も散在していることから、近所の妊婦・子育て世代と交流する機会が少なく、出産・子育てに対し不安を抱える要因の一つとなっている。急速な少子高齢化が懸念される中、出産・子育てをすることができる環境の充実、切れ目のない子育て支援が必要となる。

国は、待機児童の問題、少子化等、子どもをめぐる問題解決のため、平成２７年度から「子ども・子育て支援新制度」を定めており、本町でも保護者の働きやすい、子育てしやすい社会の実現を目指し、保育所・認定こども園の充実や子育て支援の拡充を行う必要がある。

イ 地域福祉

日本は、諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行しており、６５歳以上の高齢者数は、令和２年に３，５８８万人で、総人口に占める割合は２８．４％となり、過去最高の更新が続いている。２０４２年には約３，９００万人でピークを迎え、その後も、７５歳以上の人口割合は増加し続けることが予想される。

このような状況の中、団塊の世代（約８００万人）が７５歳以上となる２０２５年（令和７年）以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれている。

全国的にも少子化、高齢化が進み、人口構成の変化、社会経済環境、ライフスタイルの変化等により家庭や地域の問題が、複雑、重層化するケースも見受けられ、対象者別制度・施策だけでは対応できない課題や複数機関の連携がないと解決できない課題が増加、顕在化している。町では少子高齢化が進み、地域の福祉活動の担い手の不足が懸念されており、これらの解消の手段として、地域住民総ぐるみで「地域支えあい活動」を展開し、協働による地域福祉の充実を図る必要がある。

また外国人町民にとって、言葉や文化の壁があるものの、地域の一員としてまちづくりに参加できるといった、外国人も暮らやすい環境を整え、多文化共生を推進していく必要がある。

ウ 障がい者福祉

障がい者（児）が安心して地域で暮らせるための福祉サービス、生活の拠点など社会資源は不足している。また自立していく上で雇用の場の確保等の課題もある。

総合的・専門的な相談体制の整備が必要である。

エ 高齢者福祉

本町においては、家庭・地域における「介護力」が著しく低下しており、保健・医療・福祉・介護が一体的に提供できる仕組みづくりと住民との協働による体制づくりが必要不可欠となっている。

オ 社会保障

急速な少子高齢化の進展や、社会を取り巻く情勢の変化により、「安心の支え合い」である社会保障制度への関心が高まっている。

国民健康保険制度の安定した運営への取り組みをはじめ、社会保障制度全般に対する理解の促進と信頼の向上に努めることが必要とされている。

(2) その対策

ア 子育て支援・児童福祉

- ・母子保健では、親となる心構えを含めた安全な妊娠・出産への支援、保護者の育児力向上を目指した子どもの健やかな成長発達への支援を行う。
- ・子どもの生活習慣病予防、命の教育を含めた思春期からの健康づくり、子どもの感染症予防への取り組み等を関係機関と連携し推進する。
- ・質の高い就学前教育環境を整備するため、スタッフの確保、相談事業の充実等それぞれの地域や保育所の特色を活かしながら保育サービスの充実を図る。
- ・放課後児童クラブや放課後こども教室について、住民ニーズを踏まえながら、子どもたちが放課後を安全で安心して過ごすことができる居場所の充実を図る。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（R 2）	目標値（R 7）
この地域で子育てをしたいと思う親の割合（％）	91.5	95

イ 地域福祉

- ・「社会参加・活躍」「学び」「健康づくり」の活動を連携させ、活力のある生涯活躍の地域づくりを進める。
- ・福祉、介護、医療、生活等の困りごとの総合的な、相談体制、支援体制を構築するため、関係機関、関係課が横断的に連携することで、多世代共生のまちを実現するための居住環境づくりを進める。
- ・若年者から高齢者、障がい者、外国人など様々な人が集い、互いに交流が持てる場を創出し、誰もが生きがいを持って社会に参加できる環境を整える。さらに、一人ひとりが役割を持って生活ができる環境を創出する。
- ・地域福祉の重要性についての住民理解の促進・意識醸成を図るとともに、「互助」による地域づくりを進める。
- ・近年多発する自然災害にあつて、地域の要支援者を的確かつ迅速に避難誘導できるよう、

地域の自主防災組織や消防団との連携を強化する。

- ・地域全体での「互助」の輪を広げていくため、地域福祉の担い手育成や地域福祉人材の育成とネットワーク強化について、町と地域が一体となった取り組みを進める。

- ・地域で健康で文化的な生活を送るため、医療や生活支援、就労支援などの取り組みを推進する。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（R 2）	目標値（R 7）
シルバー人材センターでの就業延べ人数（人）	5,322	5,500

ウ 障がい者福祉

- ・障がい者（児）の個の尊重と自立に向けた生活の支援を推進しており、引き続き、障がい種別やライフステージに応じたきめ細やかなサービスを提供していく。

- ・障がい児の発育支援の強化、障がい者（児）の移動手段の確保、障がい者（児）に対する理解を深める交流機会の拡充、地域ボランティアの育成等障がい者（児）が安心して地域で暮らすことのできる環境づくりに取り組む。

- ・誰もが生きがいを持って社会に参加でき、一人ひとりが役割を持って生活ができる環境を整えるため、障がい者の雇用促進、就労支援、相談体制の充実を図る。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（R 2）	目標値（R 7）
福祉施設から一般就労へ移行した人数（人）	0	4

エ 高齢者福祉

- ・高齢者同士、若年層との交流機会など、高齢者が地域に関わり続けられる環境を目指し、「互助」「共助」の基盤づくりを図る。

- ・地域の中で高齢者が健康でいきいきと生活できるよう、健康づくり活動への参加促進などを通じて、健康寿命の延伸に取り組むとともに、要介護状態の発症予防や重症化予防対策の充実に努める。

- ・高齢者や家族が安心して利用できるよう介護支援専門員の資質向上、居宅介護サービス、施設・居住系サービスの適正利用の推進、介護給付の適正化等、一人ひとりにあった介護サービスの充実を図る。

- ・移動手段の確保等在宅支援の充実を図るなど、医療・福祉・介護の連携体制強化を目指した地域包括ケア体制の構築に取り組む。

- ・元気な高齢者が生きがいをもって生活できるよう生涯学習や生涯スポーツへの参加促進や活動団体を支援する。

- ・観光交流事業や子育て支援、さらには地域づくりの担い手として活躍できる機会の創出を図り、高齢化社会における担い手として高齢者の社会参加を促進する。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（Ｒ２）	目標値（Ｒ７）
配食サービス事業高齢者利用率（％）	4.7	10

オ 社会保障

- ・国民健康保険制度については、保健事業や医療費適正化の取り組みを積極的に行い、財政の安定運営に努める。
- ・後期高齢者医療制度や国民年金制度については、制度への理解促進と適正な運用により、制度への信頼向上に努める。
- ・近年増加しているひとり親世帯については、子育てや生活全般に関する相談対応など、安心して子育てができる支援を行う。
- ・生活保護については適切な運用を図るとともに、制度の意義について正しい理解を促進し、要保護世帯の自立に向けた支援を行う。また、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（Ｒ２）	目標値（Ｒ７）
特定健康診査受診率（％）	43.5	60

（３）事業計画（令和３年度から７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業 主体	備考
６．子育て 環境の確保、高齢者 等の保健及び福祉の向上 及び増進	(1) 児童福祉施設			
	[保育所]			
	保育施設改修（修道保育所）	施設の長寿命化に向けた整備を行う。	町	
	[児童館]			
	保育施設改修（筒賀児童センター）	施設の長寿命化に向けた整備を行う。	町	
	(2) 認定こども園			
	認定こども園（とごうち、あさひ）施設改修	施設の長寿命化に向けた整備を行う。	町	
	(3) 高齢者福祉施設			
	[その他]			

生涯活躍のまち拠点整備事業（つつが）	地域内に「小さな拠点」を形成し、エリア内の高齢者の生活支援や住民主体の活動をサポートする仕組みを構築、運営する。	町	
地域介護・福祉空間整備等施設設備交付金事業	地域介護、福祉施設の消防施設の整備を行う。	町	
地域支援センター改修事業	地域支援センターの改修等	町	
筒賀高齢者生活福祉センター改修事業	筒賀高齢者生活福祉センター改修事業	町	
(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
[児童福祉]			
親子相談支援センター運営事業	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談・支援体制を構築する	町	
児童センター運営事業	放課後及び長期休業中に児童に生活の場を提供することで児童の心身ともに健全な育成を図り保護者の就労と子育ての両立を図る。	町	
放課後子ども教室推進事業	放課後子ども教室の推進	町	
[高齢者・障害者福祉]			
安芸太田町地域包括ケアシステム推進事業	安芸太田町型の地域包括ケアシステムの構築	町	
緊急通報装置設置事業（あんしん電話）	緊急通報装置（あんしん電話）の設置促進	町	
社会福祉協議会運営事業	町社会福祉協議会職員の人件費補助	町	
[その他]			
移送支援事業	移送支援事業（社協委託事業）	町	
介護人材確保・育成支援事業	高齢者福祉施設の従事者を確保するため、資格取得、就労の支援を行う。	町	
[基金積立]			
過疎地域持続的発展事業基金管理事業	基金造成（※持続的発展施策区分「6 子育て環境、高齢者等の保	町	

		健及び福祉の向上及び増進」)		
--	--	----------------	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との調整

本計画に記載する施策は、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

町民すべてが安心して暮らし、安心できる医療の充実に向け、様々な疾病に対応するために予防・早期発見から治療への対応が求められている。病院間の連携により患者の不安をなくし、住み慣れた地域で暮らすことができるきめ細かい支援に取り組む必要がある。

そのためには、情報通信技術を活用した遠隔診療システム（地域DX）の構築を加速度的に推進させるとともに、医師・看護師等の医療従事者の確保と養成及び働き方改革への対応も求められている。

(2) その対策

- ・必要となときに必要な医療が提供できるよう、医療機器の充実、病床機能の確保、医療人材の確保や育成支援、ICTを活用した地域医療ネットワークの構築等、様々な医療施策を着実に推進していく。
- ・高度急性期病院と連携をしながら、専門的な手術を終えた患者を町内で受け入れ、リハビリ等の実施を終えた患者が在宅に生活できるよう、具体的に協議し、包括的な医療体制を目指す。
- ・「治す医療」だけでなく「治し、生活を支える医療」を目指し、医療・介護・予防・生活支援・住まいが、住み慣れた地域で一体的に提供されるような体制づくりを行う。
- ・へき地での受診を可能にするため、オンライン診療の体制構築を目指す。
- ・ポケットカルテの導入や、オンライン診療用の移動診療車両を整備することで、地域DXの推進を図る。
- ・ローカル5G等の大容量、高速の移動通信システムを病院内で整備することで、医療の安全性の向上と業務の効率化及び医療の質の向上を図る。
- ・医療従事者の確保と働き方改革に対応するため住環境の整備を行う。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（R2）	目標値（R7）
町内医療機関医師数（人）	11	11

(3) 事業計画（令和3年度から7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
---------------	--------------	------	----------	----

7. 医療の 確保	(1) 診 療 施 設			
	[病院]			
	医療機器の整備	医療機器の整備、更新を計画的に行う。	町	
	患者・受診者の利用しやすい 院内環境整備	院内の適切な維持管理を行うとともに、経年劣化に伴う施設の改修を行い利用者の安全・安心を確保する。	町	
	[その他]			
	医療従事者の住環境整備	医療従事者用の寮の整備を行う。	町	
	ローカル 5 G 設置活用事業	安芸太田病院にローカル 5 G が活用できる環境を整備し、病院事務の効率化、外来・入院患者等に対する医療サービスの向上を図る。	町	
	ポケットカルテの導入事業	胎児から死亡するまでの一生にかかる健康情報を一元管理できるポケットカルテを導入・利用推進することで、医療サービスの向上、P H R（個人の医療情報・健康管理）実現を図る。	町	
	遠隔（オンライン）診療車両の整備	遠隔（オンライン）診療を可能とする車両を整備し、特に病院から遠隔地に住む高齢者等を対象に診療機会を確保する。	町	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	[自治体病院]			
	病院事業会計補助金	町立病院の安定的な運営に寄与するため、病院事業の運営に要する経費に対し補助金を交付する。（安芸太田病院、安芸太田戸河内診療所）	町	
	広島県地域保健医療推進機構からの医師派遣	機構への負担金、医師派遣・広島県医師派遣。医師不足の解消	町	
	福祉医療教育支援奨学基金管理事業	医師・看護師を中心とした医療技術者確保のための医療奨学金制度。	町	
	[基金積立]			

	過疎地域持続的発展事業基金管理事業	基金造成（※持続的発展施策区分「7 医療の確保」）	町	
--	-------------------	---------------------------	---	--

（４）公共施設等総合管理計画等との調整

本計画に記載する施策は、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

9 教育の振興

（１）現況と問題点

学校教育では 現在「安芸太田町教育 21・もみじプラン」に基づき、「地球・世界的規模の視野を持ち、世界や地域社会に貢献できる人づくり」を教育目標と定め、その実現に向けて、学校・家庭・地域の連携や幼児教育から高校までの連携教育等に取り組んでいる。

しかし、少子化の中で児童・生徒数の急速な減少や教育を取り巻く環境は大きく変化しており、特に過小規模校の解決や将来的な展望のある教育環境の整備を目的に「安芸太田町学校適正配置基本方針」を策定し、学校統合へ向けた取り組みを行っている。

また、町内唯一の後期中等教育機関である県立加計高等学校については、県教育委員会が平成 26 年に策定した「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」では、町と連携した活性化策を実施することで、高校の魅力を向上させ生徒数を確保することが求められている。

高校の存続は町の定住人口確保に不可欠であることから、加計高等学校の魅力向上に向けた取り組みを実施するとともに、高校と地域社会のつながりを強化していくことで、次世代を育む人材づくりを進めていくことが必要となっている。

一人ひとりの人権が尊重され、生涯を通じて、心豊かな生活を送ることのできる環境づくりや地域全体で支えていく青少年の健全育成を図るために、生涯学習の推進が必要である。

また、グローバル化の中で、郷土の理解はもとより、海外の異文化、習慣などへの理解を深める機会を拡充することで、国際社会で活躍できるグローバル人材の育成が求められている。

（２）その対策

ア 就学前教育の充実

- ・「森のようちえん」構想等、地域の自然資源を子育て、教育分野に活用する。
- ・認定こども園等の環境整備を行うとともに、質の高い保育サービス・就学前の教育を提供し、いきいきとした子どもの成長を促進する。
- ・定住、子育て支援施策の充実のため、老朽化した町内保育所の整備を実施する。
- ・就学前の子育てを総合的にサポートする相談体制を整備するとともに、認定こども園等の子育て施設の受け入れ体制を整備する。
- ・保育士の人材確保を行う。

イ 学校教育の充実

- ・子どもたちの学力向上、豊かな心の育成、健やかな体づくりのため、教職員の資質・指導力の向上や人権・道徳教育の充実、体験活動の推進等を図る。
- ・就学前から高校までの連携した教育により郷土に誇りを持ち、地域を担う人材育成を図る。

・国の目指す1人1台端末整備、高速大容量の通信ネットワーク整備及びクラウドの活用により、子どもたちの個別最適化された学びの実現に向けた取り組みを進めるとともに、ICT化の加速に伴うボーダレス時代に向け、コミュニケーション能力が発揮できるよう英語教育や異文化に触れ国際的な理解が深まる学びを推進する。

・加計高等学校については、「学校の魅力化」支援を行うことで、地元進学率の向上と全国募集による生徒数を確保する。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（R 2）	目標値（R 7）
加計高等学校の全校生徒数（人）	109	120

ウ 生涯学習の充実

・公民館、カルチャー教室の継続により、生きがいの創出、趣味を通して地域の活性化に寄与する。

・地域のリーダー的な存在になり得るような指導者育成型の教室を企画・開講する。

・社会的にはスマートフォンでの施設予約やキャッシュレス決済等、情報通信機器を利用した相互のやり取りが主流となりつつあるため、カルチャー教室等を活用して、情報リテラシー（情報を引き出し、活用する能力）を養成できる機会の創出を図る。

・安芸太田町にいながらにして競技スポーツ、健康増進スポーツの推進を図り、いつまでも健康で自立して過ごせる体力をつけることを支援する。

・生涯現役で元気に過ごすため、心と体の健康づくりと生きがいつくりを支援する。

・活動の拠点になる地域の集会所を整備する。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（R 2）	目標値（R 7）
新規講座開設数（累計）	1	5

（3）事業計画（令和3年度から7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8. 教育の 振興	(1) 学校教育関連施設			
	[校舎]			
	小学校施設維持管理	児童の安全・安心を確保するために適切な施設の維持管理と各個別施設計画に基づいて改修や長寿命化等を行う	町	
	小学校施設の照明LED化事業	施設の照明をLED化する	町	

中学校施設維持管理	生徒の安全・安心を確保するために適切な施設の維持管理と各個別施設計画に基づいて改修や長寿命化等を行う	町	
中学校施設の照明ＬＥＤ化事業	施設の照明をＬＥＤ化する	町	
〔給食施設〕			
共同調理場改修事業	町内の小中学校の共同調理場の改修事業	町	
(3) 集会施設、体育施設			
〔集会施設〕			
川・森・文化・交流センター改修事業	川・森・文化・交流センターの改修等	町	
(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
〔義務教育〕			
小学校特色ある学校づくり補助金	各小学校での特色ある取り組みを支援	町	
中学校特色ある学校づくり補助金	各中学校での特色ある取り組みを支援	町	
A L T活用事業	外国語指導助手の活用	町	
学校ＩＣＴ整備事業	町内小中学校のＩＣＴ環境整備	町	
小学校スクールバス通学	町内小学校への通学に係るスクールバスの運行事業	町	
中学校スクールバス通学	町内中学校への通学に係るスクールバスの運行事業	町	
〔高等学校〕			
加計高校を育てる会 (コーディネーター設置、総合教育支援事業、居住支援事業、広報等活動事業、公営塾事業)	町内唯一の高等学校である県立加計高校の生徒確保のため、魅力と特色のある学校づくりを目指し、「加計高校を育てる会」を通じた学校に対する総合的な支援事業を行う。	町	
〔生涯学習・スポーツ〕			
公民館講座・カルチャー教室	生きがいの創出、趣味を通じて地域の活性化に寄与する。	町	

	集会所施設整備管理事業	各自治振興会で集会所の新築、修繕をする際に 1/2 補助を行う。	町	
	[基金積立]			
	過疎地域持続的発展事業 基金管理事業	基金造成（※持続的発展施策区分「8 教育の振興」）	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との調整

本計画に記載する施策については、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

10 集落の整備

（１）現況と問題点

本町の集落は、急峻な山々によって分散しており、役場本庁や支所等が所在する中心市街地から車で 20～30 分かかる集落もある。また、山間部の谷間に位置する集落も多く、こうした地域では人口減少と高齢化が深刻化し、集落組織の弱体化と機能低下により、共同体としての集落の維持が困難になりつつある。このため、災害や急病等の緊急時に対応できるよう集落間道路の整備・改良が急務である。さらに、中心市街地にある病院や公共施設へ行くにも公共交通機関を利用しにくい地域もあり、これらの利便性の確保に向けた交通網を整備する必要がある。

また、一方でわざわざ時間をかけて中心市街地まで出向く必要のないよう、各地域に拠点的機能を備えた基幹集落の整備が課題となっている。

辺地地域での生活が困難となった高齢者が、子どもが住む都市部に転出している現状を考えると、こうした基幹集落にその機能を持たせることにより、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる仕組みを構築する必要がある。

そのためには、基幹集落を中心とした複数集落による一つの圏域を形成し、圏域全体の機能維持を図り、過疎地域における持続可能な暮らしを維持することが必要である。

また、本町には、2 か所の高速道路 IC があるという恵まれた立地条件を活かし、広島市及び周辺中核都市部へ通勤可能なエリアと位置付け、集落の担い手となる現役世代の移住を促進する。

（２）その対策

- ・地域の自立的な運営を支える新たなコミュニティのあり方を検討するとともに、多参画による地域づくりを進めるため、誰もが参加しやすい開かれたコミュニティづくりを進める。
- ・地域づくりに住民の声をこれまで以上に反映するため、意見交換機会の拡充や ICT 活用による身近な住民参画手法の構築を図る。
- ・地域づくりに外部人材の有用性が高まっている中、町の魅力や特性を踏まえた本町のイメージ向上を図り、町外の人材とつながる仕掛けや仕組みづくりが必要になってる。
- ・地域内外に町の魅力についての情報発信を進めるため、住民や各種団体等との連携により町の宣伝活動（タウンプロモーション）を進める。
- ・町と関係人口となる町内外の人材にとって、共通の「ふるさと意識」を醸成し、「訪れた

い」「住みたい」と思われるまちづくりを進める。

- ・外部人材のネットワークを構築し、住民とともにまちづくりに参画、交流できる仕組みづくりを進める。
- ・地域おこし協力隊制度やローカルベンチャー企業等の誘致による外部からの人材や企業を積極的に登用し、地域課題解決に取り組む。
- ・集落支援員を各地域に配置し、きめ細かな集落支援を行う。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（R 2）	目標値（R 7）
地域懇談会の参加人数（人）	724	750

（３）事業計画（令和３年度から７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9. 集落の 整備	(1) 過疎地域集落再編整備			
	集落拠点施設整備事業	過疎集落において、地域住民の集会や共同作業、地域文化の振興等を行う施設を整備する。	町	
	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	[集落整備]			
	人権相談・啓発事業	住民等への人権啓発事業の実施、人権啓発や擁護等に取り組む協議会や団体への負担金・補助金の交付	町	
	地域自治振興交付金事業	48 自治振興会に対し人口や世帯数等で算出した交付金を交付する。	町	
	防犯灯施設整備事業	安心安全な自治活動を行うために必要な改修等を補助する。	町	
	個性ある地域づくり事業	町内で個性のある地域活動を推進する組織に対して 1/2（10 万円）助成する。	町	
	地域支援事業（地域おこし協力隊）	外部人材を活用した地域づくりの実施	町	
	地域支援事業（集落支援員派遣事業）	集落支援員を中心に地域支援を実施	町	
	[基金積立]			
	過疎地域持続的発展事業 基金管理事業	基金造成（※持続的発展施策区分「9 集落の整備」）	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との調整

本計画に記載する施策については、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町は、西中国山地や太田川など豊かな自然に恵まれ、神楽や田楽など個性ある歴史文化を有している。これらの豊かな自然環境や地域の歴史文化を残す風土を守るとともに、地域の特色を考慮した自然や歴史と調和のとれたまちづくりを進めていくことが求められている。

地域固有の貴重な歴史文化を生かしたまちづくりは、まちの個性を高めるとともに、住民の地域への誇りを醸成するもので、伝統芸能や祭りの担い手育成支援、歴史的文化財の保存と活用の促進を図るとともに、郷土学習の充実に努める必要がある。

また、住民の文化活動の支援を行うとともに、将来を担う子どもたちをはじめ、文化を育む人材育成に取り組み、地域文化の振興を図る必要がある。

一方、地域の高齢化が進む中で、継承や伝承が危惧される技術や文化が多く存在しており、これらの技術伝承等の取り組みが重要課題となっている。

(2) その対策

- ・「いつでも・どこでも・誰でも」読書に親しめるように、読書活動の推進や図書の充実を図る。
- ・伝統芸能や祭りの担い手育成支援、歴史的文化財の保存と活用を図る。
- ・郷土学習や住民の文化活動の支援を行うとともに、文化を育む人材育成に取り組み、地域文化の振興を図る。
- ・歴史文化の継承、保存事業として、広島県名勝「吉水園」等の維持修繕、自動火災報知機や解説看板の設置等を行う。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（R 2）	目標値（R 7）
図書館貸出冊数（冊）	24,970	50,000

(3) 事業計画（令和3年度から7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10. 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	[地域文化振興]			
	文化財保護管理事業	文化財の保存、伝承及び活用等	町	

	図書館運営事業	図書館の蔵書充実と利用促進を図る。	町	
	[基金積立]			
	過疎地域持続的発展事業基金管理事業	基金造成（※持続的発展施策区分「10 地域文化の振興等」）	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との調整

本計画に記載する施策は、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

12 再生可能エネルギーの利用の促進

（１）現況と問題点

平成 26 年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業（環境省）を活用し、太陽光発電の設備を安芸太田病院等の公共施設の一部に整備している。また、平成 30 年度には、「安芸太田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）《第 1 次計画》」を策定し、温室効果ガス総排出量に関する数値的な目標を掲げるとともに、低炭素化優先施設の設備の高効率化をはじめとする目標達成に向けた取り組みの基本方針を定めている。

また、ペレットストーブ等購入促進制度を平成 24 年度に創設し、家庭、事業所における再生可能エネルギーの利用を促進している。

本町の地勢や環境、資源を活用した再生可能エネルギーの導入について、自然環境の保全とのバランスを勘案し、検討する必要がある。

（２）その対策

- ・温室効果ガス削減に向けた取り組みを進めるため、間伐の促進等良好な森林整備、木質バイオマス等の本町の特性を活かした再生可能エネルギーの導入を検討する。
- ・町行政の事務及び事業により排出される温室効果ガスの削減に取り組む。
- ・一般廃棄物の適正な処理を含め衛生的な生活環境と豊かな自然環境を保つ地域社会の実現を目指す。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（R 2）	目標値（R 7）
二酸化炭素排出削減量（2013 年度比）（％）	▲34（R1 実績）	▲40（R6 実績）

（３）事業計画（令和 3 年度から 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11. 再生可能エネルギー	(1) 再生可能エネルギー利用施設			

一の利用の 推進	木質バイオマス活用施設整備 事業	木質バイオマス発電整備事業	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別 事業			
	[基金積立]			
	過疎地域持続的発展事業基金 管理事業	基金造成（※持続的発展施策区 分「11 再生可能エネルギーの利 用促進」）	町	
	(3) その他			
	環境衛生管理事業（地球温暖 化対策）	地球温暖化対策実行計画策定 （区域施策編）	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との調整

本計画に記載する施策は、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

（１）現況と問題点

住民アンケートにおいて、「本町の魅力・誇りに思うこと」として「自然環境」・「景観」と回答された町民が半数以上を占める等、恵まれた自然環境は、将来にわたって守らなければいけない重要な地域資源といえる。

豊かな自然環境、地域の歴史文化を残す風土を守るとともに、各種の公共空間整備において、地域の特色を考慮した自然や歴史と調和のとれたまちづくりを進めていくことが求められている。

（２）その対策

- ・豊かな自然環境を良好な状態に保全していくため、生活排水、トイレの水洗化を促進すると同時に、地域や住民団体、さらには地域を越えて本町の自然環境を守る活動に参加する多様な層との協働により、クリーン太田川活動、河川アダプト活動等に取り組む。
- ・貴重な自然環境と生態系を未来に継承するため、生物及び生態系の調査、生物多様性地域戦略の策定検討、自然環境を守る人材育成と仕組みづくりを進める。
- ・環境教育の充実を図り、エコツーリズム推進法の認定を目指し、地域循環共生圏を軸とする各施策との連携をより一層図る。

【成果指標と目標値】

成果指標（アウトカム）	現状値（Ｒ２）	目標値（Ｒ７）
環境学習会参加人数（人）	42	50

（３）事業計画（令和３年度から７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12. その他 地域の持続 的発展に関 し必要な事 項	河岸漂着物等地域対策 推進事業	住民への環境意識の高揚を図るため 啓発、学習活動を開催し、河川の葦な どの除去や清掃活動を通じて、海ゴ ミの削減に取り組む。	町	
	過疎地域持続的発展事 業基金管理事業	基金造成（※持続的発展施策区分 「12. その他地域の持続的発展に関 し必要な事項」）	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との調整

本計画に記載する施策は、公共施設等総合管理計画と整合性を取り展開していく。